

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦、子）について、申立人子に身体的な障害があり、住み慣れた生活環境を離れて避難場所を転々としたこと等により肉体的・精神的に過酷な状況にさらされたこと、申立人夫婦がそれぞれ仕事を持ちつつ申立人子の日常的な世話や付添い等で相当の負担があったこと、家族別離が生じたこと等を考慮して、平成23年3月から平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子については月額6万円から10万円が、申立人夫婦については合わせて月額2万円から5万円がそれぞれ賠償された事例（いずれも既払金を控除）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、3名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として合計金690万円の支払義務のあることを確認する。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月31日

(仲介委員 竹之内 俊)

別 紙

損害項目	期間	金額
精神的損害・増額分 (申立人X 3分)	H23. 3. 11~H29. 5. 31	4,800,000 円
同上 (申立人X 1分及び同X 2分)	H23. 3. 11~H29. 5. 31	2,100,000 円
和解金額合計	—	6,900,000 円

以 上